

保医発1226第2号  
平成26年12月26日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成26年厚生労働省告示第498号をもって改正され、平成27年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

**別添**

- 1 別表のⅡの112(2)の⑦の次に次のように加える。  
⑧ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。
- 2 別表のⅡの112(3)の⑦のエ中「⑧及び⑫」を「⑧、⑫及び⑬」に、同⑧のオ中「⑫」を「⑫及び⑬」に、同⑫中「トリプルチャンバ（Ⅲ型）」を「トリプルチャンバ（Ⅲ型）・標準型」に改め、同⑫のオの次に次のように加える。  
カ ⑬に該当しないこと。
- 3 別表のⅡの112(3)の⑫の次に次のように加える。  
⑯ トリプルチャンバ（Ⅲ型）・自動調整機能付き  
次のいずれにも該当すること。  
ア トリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。  
イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。  
ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。  
エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。  
オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。  
カ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

(別表)	改 正 後	現 行
I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	<p>001～111 (略) 112 ペースメーカー (1) (略) (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 13 区分に区分する。 ①～⑦ (略) ⑧ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ トリプルチャンバ（I型）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) エ ⑧ 及び⑬に該当しないものであること。 ⑧ トリプルチャンバ（I型）・極性可変型 ア～エ (略) オ ⑫及び⑯に該当しないものであること。</p> <p>001～111 (略) 112 ペースメーカー (1) (略) (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 12 区分に区分する。 ①～⑦ (略) ⑧ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ トリプルチャンバ（I型）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) エ ⑧ 及び⑬に該当しないものであること。 ⑧ トリプルチャンバ（I型）・極性可変型 ア～エ (略) オ ⑫に該当しないものであること。</p>

<p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫トリプルチャンバ (III型)・標準型</p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ ⑬に該当しないこと。</p> <p>ア ⑯トリプルチャンバ (III型)・自動調整機能付き</p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア トリプルチャンバ型 (心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。) であること。</p> <p>イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</p> <p>ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。</p> <p>エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</p> <p>オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</p> <p>カ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</p>	<p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫トリプルチャンバ (III型)</p> <p>次のいづれにも該当すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>ア～XII (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------